

Ⅲ 主要事項

1 台風15号・19号及び大雨被害からの復旧・復興

(1) 被災者の生活再建支援

○一部損壊の住宅への支援【新規】(建築指導課) 3,200,000 千円

被災された方の早期の生活再建を支援するため、これまで支援制度の対象外であった一部損壊の住宅の修理費用について、国の制度を活用した助成と併せ、上限額の上乗せや補助対象の拡充など県独自の支援により、最大で50万円を助成します。

[補助対象] 被災した屋根・外壁等の修理費用

1. 災害救助法適用地域の被災住宅で一部損壊 10%以上の場合

- ・修理費が150万円を超える分について、20% (20万円) を上限に支援

災害救助法の応急修理とあわせて、最大50万円

(補助率) 県 8/10、市町村 2/10

※修理費150万円以下の分については、災害救助法の応急修理により、最大30万円まで
国と県が協調して補助 (補助率: 国 1/2、県 1/2)

2. 災害救助法適用地域の被災住宅で一部損壊 10%未満 及び 災害救助法適用外地域の一部損壊住宅の場合

(1) 国交付金の対象となる修理

国交付金を活用し、修理費の20% (30万円) を上限に支援するとともに、修理費が150万円を超える場合については、県独自で最大20万円を上乗せ

(補助率) 修理費150万円以下: 国 5/10、県 3/10、市町村 2/10

修理費150万円超 : 県 8/10、市町村 2/10

(2) 国交付金の対象とならない修理

修理費の20% (50万円) を上限に県独自に支援

(補助率) 県 8/10、市町村 2/10

※(1) と (2) の併用可能。ただし、あわせて最大50万円が上限

○応急仮設住宅の借上げ【新規】（住宅課）

64,000千円

災害救助法に基づく応急仮設住宅として、県が民間賃貸住宅を借上げます。

[借上戸数] 74戸を予定

○物資輸送等応急復旧活動経費（防災政策課・危機管理課）

490,000千円

被災市町村の避難所運営に必要な物資の供給や自衛隊への災害派遣要請など、応急復旧活動に要した経費を計上します。

[主なもの]

- | | |
|--------------|-----------|
| ・被災市町村への物資供給 | 400,000千円 |
| ・自衛隊への災害派遣要請 | 40,000千円 |

○災害弔慰金・見舞金（防災政策課）

80,000千円

災害により死亡した方の遺族や負傷した方、住居が全壊した世帯に対し、弔慰金・見舞金を支給します。

[支給額] 弔慰金：死亡した方の遺族 1人につき510万円（生計維持者以外は260万円）

見舞金：重傷者 1人につき3万円、住家全壊 1世帯につき10万円

○スクール・サポート・スタッフ配置事業（教職員課）

19,100千円

（既定予算とあわせ 132,100千円）

休校を余儀なくされた学校において、児童・生徒の補習授業を行うなどのため必要となる
スクール・サポート・スタッフを追加で配置します。

〔配置予定校〕 小・中学校 25校 特別支援学校 5校

〔業 務 内 容〕 授業準備、校内掲示物の作成、会議の準備 等

〔負 担 割 合〕 国1/3 県2/3

(2) 産業の再開支援

①農林水産業者への支援

○被災農業施設等復旧支援事業【新規】(担い手支援課) 23,840,500千円

台風・大雨により甚大な被害が発生した農業用ハウス等の施設の再建・修繕や撤去について、農業者負担を軽減するため、従来よりも県の補助率を上乗せして助成するとともに、再建・修繕と併せてハウスを強化・補強する経費についても新たに助成します。

- ・施設の再建・修繕、撤去 21,341百万円

[補助対象] 農業用ハウス、畜舎、加工用機械等の再建、更新、修繕、撤去・処分に係る経費

[補助率] 7/10 (国3~5/10、県2~4/10)

市町村2/10、農業者1/10以下の負担を想定

- ・農業用ハウスの強化、補強 2,500百万円

[補助対象] 復旧に併せてハウスを強化・補強するための経費

[補助率] 1/2 (国3/10、県2/10) 上限額5,000千円

○農林業共同利用施設災害復旧事業補助金【新規】(団体指導課) 195,500千円

被災した農業協同組合が所有する共同利用施設の復旧費用について、国の補助に上乗せして助成します。

[事業主体] 農業協同組合

[補助対象] 共同作業場、倉庫、育苗生産施設等の復旧

[補助率] 40万円以下の部分 4/10 (国3/10、県1/10)

40万円を超える部分 6/10 (国5/10、県1/10)

○被災産地施設支援事業【新規】（生産振興課・流通販売課）

916,025千円

農協等に対し、農業生産基盤の回復や産地の体制強化、生鮮食品等の安定供給の確保のために必要な被災施設の整備費用について支援します。

・ 共同利用施設

〔事業主体〕 農業協同組合、生産組合

〔補助対象〕 復旧に併せた共同利用施設の整備等

〔補助率〕 国1/2以内

・ 卸売市場

〔事業主体〕 卸売市場開設者

〔補助対象〕 卸売市場施設の修繕、撤去

〔補助率〕 国1/2、1/3以内

○団体営農業施設等災害復旧事業（耕地課）

1,010,000千円

（既定予算とあわせ 1,250,000千円）

被災した市町村、土地改良区等が保有・管理する農業用施設の復旧費用について助成します。

〔事業内容〕

・ 排水機場復旧工事、遊水地土砂等撤去 350,000千円

・ 農地、農道等の復旧 660,000千円

〔補助割合〕 国65%以上、団体等35%以下

○果樹栽培地再生事業【新規】（生産振興課）

20,000千円

被災した果樹園の復旧費用のうち、国庫補助事業の対象とならない費用について助成します。

〔補助対象〕 倒木等の除去に要する経費

〔補助率〕 1/4以内

○被災畜産業緊急支援対策事業【新規】（畜産課）

229,732千円

台風による畜舎の被災や長期の停電等による影響で、搾乳牛等が死亡または廃用となったことにより、新たに搾乳牛等を導入する費用について助成します。

〔補助対象〕 被災により死亡した搾乳牛・繁殖豚・採卵鶏の再導入費用

〔補助率〕 1/2以内（共済給付を除く）

○被災特用林産物復旧事業【新規】（森林課）

67,500 千円

台風による長期の停電の影響により廃棄した特用林産物生産資材について、新たに地域材で生産資材を導入する費用について助成します。

〔補助対象〕 廃棄したキノコ生産に用いる培地について国産材により再導入する費用

〔補助率〕 国1/2以内

○水産業共同利用施設災害復旧事業【新規】（水産課）

198,447 千円

被災した水産業協同組合が所有する共同利用施設の復旧費用について、国の補助に上乗せして助成します。

〔補助対象〕 加工施設、荷捌施設、共同作業場等の復旧

〔補助率〕 40万円以下の部分 5/10（国3/10、県2/10）

40万円を超える部分 7/10（国5/10、県2/10）

○水産関連施設等復旧緊急対策事業【新規】（水産課・漁業資源課） 314,338千円

被災した水産業協同組合が所有する共同利用施設の復旧費用のうち、国庫補助の対象としない施設等について助成します。

〔補助対象〕 漁協施設（直営食堂、事務所等）、漁具等の復旧
種苗の再導入

〔補助率〕 5/10

○被災漁船復旧事業【新規】（水産課）

20,000千円

所有する漁船が被災した漁業者に対し、漁船の復旧等に必要な費用について助成します。

〔補助対象〕 漁船の購入または修理に要する費用が、日本漁船保険組合が支払う保険価格を超える者

〔補助額〕 日本漁船保険組合の保険価格の1/4（ただし自己負担額の1/2を上限）

② 商工業・観光業者等への支援

○千葉県中小企業復旧支援事業【新規】（経済政策課） 3,200,000千円

被災した中小企業に対し、事業活動の再開に必要な費用について助成します。

[補助対象] 施設修繕費、機械装置費、設備廃棄費、備品費等（保険給付を除く）

[補助率] 3/4 上限額10,000千円

○商店街復旧支援事業【新規】（経営支援課） 20,000千円

被災した商店街の施設・設備の復旧に必要な費用について助成します。

[補助対象] 災害により破損した街路灯、アーケード等の復旧費用

[補助率] 2/3 上限額5,000千円

③ 農林水産物の販売促進・観光振興による復興支援

○「がんばろう！千葉」キャンペーン事業【新規】（流通販売課・観光誘致促進課）

88,400千円

被災地域の復興を支援するため、県産農林水産物フェアや、交通広告等を活用した情報発信、イベントなど県内外に向けた観光プロモーションを実施します。

[事業内容]

- ・ 民間事業者等が実施するフェア等への販売促進資材の提供
- ・ 卸売業者等と連携した販売促進フェアの実施
- ・ 被災産地の情報発信、広報媒体によるPR等
- ・ 交通広告を活用した観光プロモーション及び観光PRイベントの開催
- ・ SNSを活用した元気な千葉県観光地の情報発信

○千葉県宿泊支援事業【新規】（観光誘致促進課） 500,000千円

千葉県内の観光需要を喚起するため、旅行・宿泊料金の割引の支援を行います。

[割引額] 1人1泊あたり最大5,000円

(3) 社会福祉施設等の復旧支援

○社会福祉施設等災害復旧事業【新規】(障害福祉事業課等) 455,750千円

障害者支援施設や特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の復旧に要する費用について助成します。

[負担割合]

国1/2、県1/4、事業者1/4 等

○私立学校施設災害復旧支援事業【新規】(学事課) 50,000 千円

県内の私立学校に通う児童・生徒、園児の教育環境の復旧を図るため、被害を受けた建物の修繕等に要する経費に対し、助成します。

[補助率] 1/2

[補助基準額] 1校・園あたり 上限額2,000千円

○被災文化財再建支援事業【新規】(文化財課) 227,690千円

被災した指定文化財の復旧に係る経費について助成します。

1. 国指定文化財 19件 164,590千円

[補助率]

- ・文化財保存整備助成事業：国（直接）70%、県20%、事業主体10%
- ・文化財管理助成事業：国（間接）25%、県25%、事業主体50%

2. 県指定文化財 28件 63,100千円

[補助率]

- ・文化財保存整備助成事業：県75%、事業主体25%

(4) インフラの復旧

○公共土木施設災害復旧等事業（県土整備政策課） 4,400,000千円 (既定予算とあわせ 5,400,000千円)

被災した道路や港湾などの公共土木施設を復旧します。

[事業内容]

- ・道路 1,914,600 千円（既定予算と合わせ 2,019,600 千円）
- ・河川海岸 1,395,700 千円（既定予算と合わせ 2,120,700 千円）
- ・港湾 907,700 千円（既定予算と合わせ 1,067,700 千円）
- ・公園 182,000 千円（既定予算と合わせ 192,000 千円）

○災害関連緊急砂防対策事業（河川整備課） 500,000千円

大規模な土砂災害のあった箇所について、再度の災害を防ぐため、緊急的に土砂災害防止工事を行います。

[事業内容]

- ・土砂災害対策（斜面对策工事） 500,000 千円

○災害関連応急対策事業（県土整備政策課、道路環境課、河川整備課、河川環境課、公園緑地課） 3,560,950千円

道路を塞ぐ倒木や地すべりにより河川に流れ込んだ土砂、海岸への漂着物の撤去など、台風被害の応急対策に要した費用を計上します。

[事業内容]

- ・道路の倒木撤去や法面補修など 1,369,000 千円
- ・河川への倒竹木や急傾斜地の崩土の撤去など 764,800 千円
- ・海岸への漂着物の撤去など 315,350 千円
- ・公園の倒木撤去や施設の応急修繕など 125,300 千円
- ・復旧工事に必要な測量・設計 986,500 千円

○林道施設災害復旧事業（森林課）

472,500千円

（既定予算とあわせ 546,000千円）

台風により倒木や崩落が発生した県及び市町村が管理する林道について復旧を行います。

[事業内容]

- ・ 県営林道施設災害復旧事業 105,000千円（既定予算とあわせ125,000千円）
- ・ 市町村営林道施設災害復旧事業 367,500千円（既定予算とあわせ375,000千円）

○治山施設災害関連事業（森林課）

892,000千円

（既定予算とあわせ 927,500千円）

台風により土砂災害等が発生した山地の復旧整備や保安施設整備について支援します。

[事業内容]

- ・ 災害関連緊急治山等事業 852,000千円（既定予算とあわせ876,000千円）
- ・ 林地崩壊防止事業 40,000千円

○漁港災害復旧事業（漁港課）

194,100千円

（既定予算とあわせ 299,100千円）

台風により被災した漁港施設の復旧等を行います。

[事業内容]

- ・ 公共漁港災害復旧事業 85,000千円（既定予算とあわせ185,000千円）
- ・ 県単漁港災害復旧事業 109,100千円（既定予算とあわせ114,100千円）

○漁港管理事業（漁港課）

46,400千円

（既定予算とあわせ 122,521千円）

台風により損壊した照明灯やオイルフェンス格納庫等の漁港施設の修繕等を行います。

(5) 県有施設の復旧

○県立学校災害復旧事業【新規】(教育施設課) 1,110,000千円

被害を受けた県立学校の校舎及び体育館等を復旧します。

[対象施設] 県立高校75校、県立特別支援学校17校 計92校

[主な内容] 防水シートの張替え、体育館(屋根)の修繕、倒木処理 等

○社会教育施設等災害復旧事業【新規】(生涯学習課・文化財課) 105,380千円

県立青少年教育施設、博物館等の社会教育施設等について復旧します。

[主な対象施設]

- ・県立青少年教育施設 4施設
- ・県立博物館 7施設

○警察施設復旧事業【新規】(警察本部会計課) 66,000 千円

台風により被害を受けた警察庁舎、警察署及び交番・駐在所を復旧します。

[対象施設・箇所数]

- ・本部施設：4施設 18,006千円
- ・警察署：5施設 13,505千円
- ・交番・駐在所：9施設 34,489千円

○交通安全施設復旧事業【新規】（警察本部交通規制課） 89,000 千円

台風により被害を受けた信号機や交通量を把握する車両感知器などの装置を復旧します。

[対象施設・箇所数]

- ・ 信 号 機 : 27箇所 10,641千円
- ・ 情報収集装置(車感知器) : 169箇所 38,701千円
- ・ 情報収集提供装置(光ビーコン) : 89箇所 39,658千円

○県有施設復旧事業【新規】 398,553 千円

台風により被害を受けた県有施設の復旧・修繕を行います。

[主な対象施設]

- ・ 消防学校 12,800 千円
- ・ 健康福祉センター（6 施設） 4,000 千円
- ・ 児童福祉施設（2 施設） 12,150 千円
- ・ 生涯大学校（4 施設） 4,600 千円
- ・ 県立文化会館（4 施設） 25,400 千円
- ・ 大気環境測定局（7 局） 13,900 千円
- ・ 市原高等技術専門校 12,000 千円
- ・ 畜産総合研究センター（2 施設） 49,243 千円
- ・ 県民の森（5 施設） 17,900 千円
- ・ 水産総合研究センター等（4 施設及び調査・指導船） 183,910 千円
- ・ 体育施設（総合スポーツセンター、国際総合水泳場） 25,000 千円